

# 中小企業組合等支援施策情報

■平成25年度補正予算案・平成26年度予算案 中小企業・小規模事業者対策のポイントについて  
ものづくり・商業・サービス業を支援します

## ○ものづくり・商業・サービス革新補助金 **25年度補正**

①試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用の2 / 3を補助します。

対象分野：ものづくりに加え、商業・サービス分野を追加

補助上限額：1,000万円(特定分野への投資は1,500万円)

※小規模事業者のみが利用できる特別枠を設定します(補助上限額：700万円)。

ただし、設備投資を伴わない開発費用に限ります。

②金融機関から借入を行い耐用年数を超過した設備を入れ替える大規模投資(総資産の15%を超える設備投資)を行う場合に、借入額の1%相当額を上限に補助します。

## ○ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(サポイン事業) **26年度**

③連携を通じて、ものづくり技術を活用した研究開発・製品化から販路開拓を行う費用の2 / 3を補助します。

補助上限額：4,500万円

【お問い合わせ先】中小企業庁 ①、③創業・技術課 ☎03-3501-1816 ②金融課 ☎03-3501-2876

## 頑張る商店街を応援します

### ○商店街活性化支援補助金 **25年度補正**

地域住民の安心・安全な生活環境を守るための事業(防犯カメラの設置などに加え、子育て・高齢者支援施設の整備や高齢者向け宅配サービスの提供などを追加)に要する費用の2 / 3を補助します。

補助上限額：1.5億円

消費を喚起するイベントや商店街のセールの実施に要する費用(チラシの作成、配布などを含む)を全額補助します。

補助上限額：400万円

### ○地域商業自立促進補助金 **26年度**

商店街の空き店舗への店舗誘致や、コミュニティスペースの整備などの取組に要する費用の2 / 3を補助します。

【お問い合わせ先】中小企業庁 商業課 ☎03-3501-1929

## 創業を目指す方を支援します

### ○創業促進補助金(第二創業も対象) **25年度補正**

①創業費用の2 / 3を補助(補助上限額：200万円)

②産業競争力強化法に基づき、市区町村と連携する創業支援事業者による、経営相談や交流会の開催などの取組を支援します。

補助上限額：1,000万円 補助率：2 / 3

【お問い合わせ先】中小企業庁 ①経営支援課 ☎03-3501-1763 ②新事業促進課 ☎03-3501-1767

## 資金繰り・事業再生を支援します

### ○「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始 **25年度補正**

このガイドラインでは、経営者の個人保証について、次のとおり規定しています。

①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと

②早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること

③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること(2月適用開始予定)

御希望の方には専門家を派遣しアドバイスします。

第三者保証人についても、上記②、③については経営者本人と同様の取り扱いとなります。

【お問い合わせ先】中小企業庁 金融課 ☎03-3501-2876

※詳しい情報は、中小企業庁HP内 <http://www.chusho.meti.go.jp/24fyHosei/index.htm>

もしくは、ポータルサイト「ミラサポ」 <https://www.mirasapo.jp/>をご覧ください。